

令和 9 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(福祉関連)

令和 8 年 7 月

大 阪 府

令和9年度 国の施策並びに予算に関する 提案・要望（福祉関連）

日頃から、大阪府福祉行政の推進に対しまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

少子高齢化の進行、家族形態の変化、地域コミュニティの希薄化など、福祉分野をとりまく環境は大きく変化しており、福祉施策は多様化・高度化するニーズに応えていくことが求められています。

こうした環境の変化に伴い、本府はこれまでも福祉施策の見直しや再構築に取り組んできましたが、依然として厳しい制度運営を強いられることが見込まれます。また、物価・原油価格高騰の影響など、府民の生活は大きな影響を受けており、本府としても府民の生活を守るため、福祉サービスの継続支援やセーフティネット対策に取り組んでいるところです。

さらに、本府は、「平時の日本の成長エンジン」と「非常時の首都機能のバックアップ」を担う、東京と並ぶ二極の一極として日本の成長に貢献する副首都・大阪の実現をめざしており、その基盤となるのが府民の安全・安心な暮らしを支える福祉施策であると認識しています。

福祉施策は、国民の安全・安心な暮らしを支える「セーフティネット」であるとともに、社会経済を支える基盤であることから、国がやるべきことは国が責任を持って行うべきであり、その財源を地方の負担とすることは許されるものではありません。

引き続き、社会保障の機能の充実や給付の重点化、効率化を図るための見直しにあたっては、地方の意見を十分に反映していただき、必要な財源を措置していただくことをお願いいたします。

令和9年度の国家予算編成に当たりましては、本府の財政状況や課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、要望事項の実現のため、格別のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

大阪府知事

吉村 洋文

目 次

I	命を守る取組みに関する要望		P1
	1. 物価高騰対策		
	2. 災害福祉支援の充実・強化		
II	児童福祉に関する要望		P2
	1. 子ども家庭施策の充実		
	2. 児童家庭福祉施策の充実		
III	障がい者福祉に関する要望		P10
	1. 障がい者施策の円滑な推進		
	2. 障がい者の就労支援の強化		
	3. 障がい福祉サービス事業者等の適切な運営		
IV	介護保険制度、高齢者福祉に関する要望		P17
	1. 介護保険制度の見直し		
	2. 高齢者保健福祉施策の充実		
	3. 介護・福祉施設等の整備推進		
V	セーフティネット、福祉基盤の整備に関する要望		P21
	1. 生活保護制度の再構築と生活困窮者の自立支援		
	2. 判断能力が十分でない要援護者を支える体制の更なる強化		
	3. 福祉・介護人材の確保、定着方策の抜本的強化		
	4. 指定受託法人による指導監査事務の財源確保		
	5. ホームレスの自立支援		
	6. 在日外国人無年金者の救済		
	7. 矯正施設退所者等の地域生活定着促進		
	8. 地域医療介護総合確保基金		
	9. 福祉医療費公費負担制度の創設と国庫負担金減額措置の廃止		
	10. 包括的支援体制の構築促進		
	11. 女性支援対策の充実		
	12. 孤独・孤立対策の充実		
	13. ひきこもり支援		
	14. 住宅セーフティネット制度		

※要望文中の下線部については、「令和9年度要望 国の施策並びに予算に関する最重点
提案・要望（令和8年6月）」においても記載している内容です。

Ⅰ 命を守る取組みに関する要望

1. 物価高騰対策

これまでの臨時交付金等による物価高騰対策は、現在の急速な物価上昇の状況に十分追いついていない。社会福祉施設等は利用料等への価格転嫁が困難であるため、今後も物価高騰が継続した場合、収支の悪化により経営難に陥る施設等の増加が見込まれる。

社会福祉基盤の崩壊につながりかねない重大な課題となることに鑑み、公定価格等（措置費や介護・障がい福祉サービス等報酬改定含む）に物価高騰を適切に反映すること。

2. 災害福祉支援の充実・強化

（１）災害派遣福祉チーム（DWAT）の体制強化

令和7年の災害対策基本法等改正に伴い、DWAT（災害派遣福祉チーム）の活動領域が拡大され、多くのチーム員が必要となることから、都道府県を超えた広域調整による派遣の可能性が高まる。災害時に被災都道府県はもとより、他府県のチーム員においても現場で円滑に活動できるよう、各都道府県の円滑な派遣実施に向けた体制づくりを支援すること。また、福祉サービスの提供の実施に係る費用が災害救助費の対象となったが、全てのフェーズ（派遣期間）におけるDWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣に要する費用が災害救助法に基づく経費として災害救助費の対象となるよう取り計らうこと。さらに、DWATの派遣にあたっては、チーム員の所属する施設等の理解や支援が必要となることから、これらの施設等への支援を検討実施すること。

併せて、災害派遣福祉チームの組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備に支障を来すことがないように、現行の補助制度を拡充するなど十分な財政措置を講ずること。

（２）災害時における介護職員等の派遣に係る求償及び派遣元施設等への支援

災害時における介護職員等の派遣に係る費用の災害救助法による求償及びそれに基づく支弁については、相当の期間を要したことから、派遣元都道府県の過度な負担とならないよう、立替負担の財源を国において措置すること。

また、介護職員等の派遣元となる施設等においても、利用者に対するサービスを安定的に提供する必要があることから、代替職員の確保等が柔軟に行えるようにするとともに、その財源を措置すること。

（３）社会福祉施設の防災機能の充実

社会福祉施設においては、災害時も安全を確保したうえで、入所者が住み慣れた環境で生活を継続できるよう努めることが求められるとともに、福祉避難所として指定される場合もあるなど、災害時の社会的役割への期待が高まっている。

こうしたことを踏まえ、社会福祉施設の整備又は既存施設の改修に際し、防災機能の充実に向けた備蓄倉庫の整備や避難対応の部屋への改修等については、既存の財政措置に加え、事業者負担が発生しないよう財政措置を講ずること。

Ⅱ 児童福祉に関する要望

1. 子ども家庭施策の充実

(1) 子ども家庭施策の推進について

「こどもまんなか社会」の実現に向け、子ども家庭施策を強力に推進すること。

なお、施策の実施に当たり、全国一律で行う施策、とりわけ新たな施策については、近年の物価高騰等も考慮し、国の責任において、財源措置を講じること。

加えて、各自治体がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供やそれらを支える人材の確保、施設整備などにあって、自治体の創意工夫を活かせるよう、国において、十分な予算を確保すること。

(2) 「子ども・子育て支援新制度」について

子ども・子育て支援新制度における保育サービス及び放課後児童クラブ等子育て支援施策については、地方が自らの責任と創意工夫で多様な保育サービス等が提供できる仕組みとなるよう、関係情報を迅速に提供するとともに必要となる十分な財源を恒久的・安定的に措置すること。

また、次のとおり、実務を担う地方の意見を十分に取り入れ、地域の実情が反映できるよう制度全体を見直すこと。

- ・公定価格について、分園設置、休日保育や延長保育の実施など地域ニーズに応じて運営状況は様々であり、実勢に見合ったものとなるようさらなる見直しを行うこと。また、年度途中の入所に備えて職員体制を維持する保育所等への支援を公定価格の見直しにより実施すること。
- ・「通園送迎加算」を2、3号にも拡大すること。
- ・「地域区分」については、突出して低い地域の区分見直しにより、一定改善したところであるが、まだ同一生活圏内で区分に差があることから、令和6年人事院勧告を踏まえた都道府県単位の区分に早期に見直すこと。その際、施設・事業者に支給される運営費が減少することがないように、現行を超える給付水準を確保すること。
- ・利用定員の設定にあたっては、確認の権限を有する市町村が関与できるよう法に位置付けること。
- ・申請書類の簡素化や統一が進むよう更に積極的に取り組むこと。

(3) 幼児教育の無償化について

幼児教育・保育の無償化にともない、各施設における副食費等の実費徴収及び金銭管理に関する事務負担が大きいため、負担軽減措置を講じること。また、子育て世帯へのさらなる負担の軽減措置を講じること。

0～2歳児の全ての世帯を対象とし、幼児教育・保育の完全無償化を実現すること。

(4) こども誰でも通園制度について

「こども誰でも通園制度」実施に伴う公定価格について、安定的な事業運営が可能となるよう、基本分単価の引き上げを行うこと。また、子どもの成長や保護者への継続的支援のため、国が定める利用時間の上限を拡大するとともに、満3歳到達後から入園までの間における継続的な支援を確保するため、利用者の対象年齢を満3歳到達後の最初の3月31日までとする等に拡大すること。

本制度において活用される国の総合支援システムについて、事業を行う上での必要な機能が未だ十分に満たされていないため、実務者の意見を反映した機能を備えるようシステム改修を実施すること。

本制度の本格実施に伴い、自治体の事務が増大することに鑑み、自治体の事務にかかる費用について財政措置を講じること。

(5) 待機児童の解消について

① 保育所等整備補助の充実と制度改善

女性就業率の上昇や共働き世帯の増加により待機児童は未だ解消されておらず、また、いわゆる隠れ待機児童の問題もある状況を踏まえ、市町村が施設整備・改修等を確実に実施できるよう、就学前教育・保育施設整備交付金について、不足しないように必要な財源を確保するとともに、補助率の嵩上げについては待機児童のみならず、隠れ待機児童も考慮した要件に緩和すること。

また、耐震化など防火・防災対策にも万全に取り組めるよう、引き続き十分な財源を確保すること。

加えて、地域の社会福祉施設である保育所のバリアフリー化を促進する観点から、エレベーター等の整備に要する経費を「特殊附帯工事費加算」の対象とすること。さらに、それらの維持管理に係る負担軽減を図る観点から、子ども・子育て支援新制度における給付の公定価格に当該経費を反映するなど財政的措置を講じること。

② 賃貸物件を活用した受け皿拡大への支援

地価が高い都市部においては、保育所等整備が困難なことから、賃貸物件を活用した小規模保育事業等の受け皿づくりの拡大の方策が重要である。そのため、公定価格の賃借料加算について、実勢にあった単価改正を行うこと。

また、保育所等整備交付金における防音壁整備事業や防犯対策強化整備事業は、補助対象が自己所有物件に限られているため、賃貸物件も対象とすること。

(6) 保育士等の確保・定着について

① 保育人材確保のための処遇改善等支援の拡充

保育士不足による待機児童の発生や、「こども誰でも通園制度」の本格実施による保育人材の需要増等に対応するとともに、保育の質を確保・向上するためには、保育所等で働く職員の負担軽減と賃金の引き上げが不可欠である。保育士の処遇や職員配置について、公定価格の見直しにより改善すること。

保育士の確保が困難な中、職員が安心して働き続けられる労働環境の確保のため、各施設においてあらかじめ産休、病休の取得を見越した職員の配置が可能となるよう、配置基準よりも多く配置した場合の新たな加算等を公定価格の改善により措置すること。

② 保育士の就業状況等の届出制の導入

保育士が就業状況等の届出をすることを法制化し、都道府県間の人材確保に係る調整等に対応できるよう、国の支援機関を設立すること。

③ 保育士修学資金貸付等事業の財政支援等

都道府県と指定都市が同一の団体を適当と認めて実施させる場合の事務費の上限額を緩和すること。また、貸付件数が多くなり貸付事務量も増大していることから、安定した事業継続に必要な原資等の財源措置を早期に講じること。さらに、制度変更にあたっては事前に都道府県と協議すること。

(7) 多様な保育の充実について

ニーズが高い病児保育の整備については、不採算性の問題や看護師、保育士等人材の不足に対応する必要があるため、事業者が安定的に事業運営できるよう、保育所等の職員と同等の処遇改善の実施など基礎分を中心に更なる補助を講じられたい。加えて、安定的な事業運営が困難であること等により市町村における病児保育施設の整備が進まないといった状況に鑑み、広域利用を前提とした病児保育施設の整備に対し、子ども・子育て支援施設整備交付金（病児保育施設）の補助率の嵩上げを行うこと。

障がい児等の処遇については、一般財源化等により対応しているところであるが、保育所等に入所する障がいのある児童の数が年々増加するとともに、配慮の内容も多様化していることから、これらに対応できるよう、市町村に対して十分な財源措置を講じられたい。また、受入障がい児が1人（現行：2人以上）であっても国庫補助対象とするとともに、実態に応じた補助単価に引き上げられたい。

医療的ケアや障がい、アレルギー疾患など特別な配慮が必要な子どもや、障がい者手帳の有無にかかわらず特に保育上の支援を要する子どもを保育所等で安心して受け入れられるよう、公定価格に看護師の配置加算を創設すること。また、保育所等で勤務する看護師の研修体系を整備すること。

(8) 放課後児童健全育成事業の充実について

放課後児童クラブについては、質・量の更なる充実を図るため、放課後児童支援員等の人材確保に向けた長期的・安定的な雇用及びその職務に見合った処遇改善や、放課後児童クラブの運営及び整備に係る補助基準の引上げについての財源負担等、地方の実情を踏まえた取組みが推進できるよう引き続き必要な措置を講じること。また、放課後児童クラブの利用料について無償化を含む負担軽減策を講じること。

(9) 少子化対策について

結婚、妊娠、出産、子育ての希望を実現できる社会を作るため、安心して子どもを生み育てられる環境を整備することは重要であるため、仕事と家庭の両立支援という育児・介護休業法の趣旨をさらに推し進め、保護者が希望すれば子どもが2歳になるまで育児休業を取得し、育児休業給付金を受給できる制度とすること。

(10) SNS等に起因した性的搾取から青少年を守る施策の充実

SNS等に起因した様々な形態の性的搾取等から青少年を守る施策の充実を図るため、刑法の改正により新たに制定されたいいわゆる児童ポルノ等を要求する行為の規制対象を児童全体（18歳未満）まで拡大すること。

また、全都道府県でいわゆる淫行処罰規定が制定されていることを踏まえ、当該規定を含んだ性犯罪の規制について明確に法整備すること。

(11) ヤングケアラー支援を継続的に取り組むための財政的支援

ヤングケアラー支援については、中長期的な視点をもって取り組む必要があり、地方公共団体がより充実した支援に継続して取り組むことができるよう、安定的な財政的支援を講じることにより、ヤングケアラー支援の充実・強化を図ること。

(12) 保育現場のICT化の補助対象の拡充

ICTの活用については、子どもの登園管理に係る岸和田市の実証実験結果の有効性も踏まえ、子どもの安全確保と保育士の負担軽減のため、機能追加や更新する場合も補助対象とするとともに、運用維持経費を公定価格の加算対象とするなど、新たな仕組みを設けること。

(13) 保育士登録の取り消し及び名称使用停止の基準について

児童福祉法第18条の19第2項に基づき、保育士が、保育士の信用を傷つけるような行為を行った場合の登録の取り消し又は名称使用停止処分について、全国で公正な対応がとれるよう、事例集の作成や処分の具体的な基準を示すこと。

(14) 幼保連携型認定こども園の保育教諭等に係る免許等の統一化

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等について、本来、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているところ、令和11年度末までの特例措置が設けられている。特例措置解除後は、一方のみの免許・資格を有する者がもう一方の免許・資格を取得する場合、試験に合格するか、大学等において必要な単位を取得し卒業する必要があるが、現在の従事者が施設勤務を続けながら、両方の免許・資格を取得することは困難である。このままでは、幼保連携型認定こども園における職員確保に支障を来し、同園への移行や開設を阻害・抑制する要因ともなる。特例措置期間中に免許・資格を一本化した資格の創設実現を図ること。

(15) 保育士登録手続きのオンライン化について

保育士登録について、国家資格等情報連携・活用システムを使用した事務が開始されると、申請者は戸籍抄本の添付を省略できるようになる一方で、都道府県においては、自ら住基ネット・戸籍情報連携システムへの照会が必要になる等、審査にかかる事務が増加する。増加する事務に係る費用については、国において必要な財源を確保すること。

また、保育士登録に係るシステム改修については、例年、4月以降に当該年度に実施する改修の内容や自治体の負担額が提示される状態が続いている。必要な経費は当初予算に計上することが原則であることから、自治体のスケジュールをふまえた情報提供を行うこと。

自治体が予算措置している実情を踏まえ、令和9年9月に確実に事務を開始すること。

2. 児童家庭福祉施策の充実

(1) 児童虐待対策の充実について

① 体制強化について

「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえ、児童福祉司や児童心理司について、引き続き確保のための十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉分野を志向する学生を増加させるような新たな啓発・取り組みや、業務や職種の魅力を発信するためのさらなる支援措置等、具体的な人材確保方策を講じること。

また、一時保護件数の増加や一時保護児童の権利保障の観点から、一時保護所や児童養護施設など一時保護児童の受け皿確保や環境改善のための対策や財政措置を十分に講じること。

② 市町村における相談体制等の充実

重大な児童虐待防止のため、市町村が重要な役割を担っている。その市町村が児童虐待通告窓口及び要保護児童対策地域協議会の調整機関としての機能を安定かつ確実に発揮できるよう、市町村における常勤職員やスーパーバイザーの専門職配置と配置基準を法令上明確化するとともに、職員確保の方策や財政措置を講じること。

また、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」に市町村要保護児童対策地域協議会の実態を反映し、事案に応じた必要な協議ができるよう、実効性のある具体的運営方法を示すこと。

③ 情報共有のためのシステムの構築

要保護児童等に関する情報共有システムの活用が全国的に図られるよう、その前提となる情報共有の適正運用にかかる法整備やシステム運用にかかる各種基準の設定を行うこと。

④ 警察から市町村への通告

都道府県と市町村との役割分担について定められた改正児童福祉法に鑑み、警察からの通告先として児童相談所だけではなく市町村も加えること。

⑤ ICT化等について

限られた人員の中、増加する児童虐待相談に適切に対応するため、AIの導入やICT化などについては、都道府県との協議を丁寧に行いながら進めること。

なお、児童相談所におけるこれらの活用に関しては、地域の実情を踏まえて、業務効率化や対応力の向上に資する取組みとなるよう、柔軟に活用可能な財政措置や先進事例のさらなる共有等支援を拡充すること。

(2) 家庭と同様の環境における養育の推進について

① 里親委託の推進

里親制度に対する社会的認知度を高め、家庭養護の推進に寄与するため、里親月間である10月だけに限らず、年間を通じ、機運醸成に向けた取組みを国においても施策として行うこと。

また、里親委託を推進していくためには、里親委託件数の実情等に適した、スーパーバイザーの配置も含めた里親養育支援児童福祉司の配置基準等に加え、フォスタリング（里親養育包括支援）機関による様々な支援が必要であり、こうした事業の実施状況を踏まえ、活動の充実に向けて見直すこと。併せて、里親支援専門相談員等を配置する乳児院や児童養護施設等が里親支援機関としての取組みを包括的に実施してきた実績を踏まえ、継続して里親確保及び支援が行えるよう、必要な財源を確保するとともに、自治体の先駆的事例について、積極的に国庫補助メニューに組み込むこと。

なお、人員配置等から既存のA型フォスタリング機関から里親支援センターへの移行には時間を要するため、経過措置で、一定期間は従来のA型フォスタリング機関に対する財政支援を継続すること。

さらに、里親支援センターの職員についても、社会的養護処遇改善加算の対象とし、支援の充実を図ること。

② 育児休業法の適用

2歳以上の子どもについて、特別養子を前提として児童の委託を受けたときは委託時を「出生」時とみなすなど、家族としての絆を築いていける期間としての育児休業が取得できるよう法改正すること。

また、特別養子縁組を目的としていない養育里親及び親族里親に委託されている子についても、育児休業が取得できるよう法改正をすること。

③ 里親委託推進における市町村との連携

里親制度の普及・促進に向けては、児童相談所と市町村が連携して取り組むことができる環境の整備が重要であるため、市町村が児童相談所等と連携して取り組む里親制度の普及・促進に向けた取組みを財政面から支援する制度を創設されたい。また、子育て短期支援事業における里親の活用について、里親支援センターやフォスタリング機関に委託するための経費を市町村に対して支援されたい。

④ 里親登録削除の要件の見直し

里親家庭において生じた被措置児童等虐待については、その態様に関わらず、ただちに登録削除となること、里親が児童相談所に対する相談を躊躇する原因にもなりうる。については、里親登録の削除のみを前提とするのではなく、児童福祉施設の改善計画と同様に、状況に応じ里親に再教育の機会を提供し里親としての活動を継続できるようにするなど、制度を見直されたい。

⑤ 児童養護施設等の小規模化・家庭的養護の推進

施設養育であっても、できる限り良好かつ家庭的な環境で養育されることが求められることから、児童養護施設や乳児院における生活単位の小規模化や地域分散化等を進めるための整備にあたっては、次世代育成支援対策施設整備交付金の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた整備が進められるよう地方の裁量により各事業の配分額を決定できるようにするとともに、一層の財政支援を行うこと。

また、国として建設費用の高騰等の状況も踏まえながら、施設側に過剰な負担が発生しないよう、単価の改正等を行うとともに、労働及び建築・消防関係法規との調整を図るなど、必要な措置を講じること。

⑥ 施設における職員配置基準の改善

児童養護施設等の高機能化及び多機能化、小規模かつ地域分散化が確実に進むよう、配置基準の見直し等必要な措置を講じるとともに、人材不足が深刻なため、具体的な人材確保方策を講じること。

加えて、児童養護施設等職員の処遇改善を図るため、引き続き保護単価を見直すこと。

⑦ 一時保護受入施設の体制強化について

一時保護児童の権利保障が図られるよう、一時保護実施特別加算費の職員配置基準を見直し、財政措置を十分に講じること。

(3) いわゆる赤ちゃんポストと内密出産の課題について

府内の自治体により、いわゆる「赤ちゃんポスト」の設置や「内密出産」の運用を開始するための事業計画書が提出された。国はいわゆる赤ちゃんポスト、内密出産ともに「推奨しない」とされているが、先行事例を踏まえると全国からの相談や預け入れが生じており、事業実施主体を抱える一部の自治体に、要保護児童の保護、支援にかかる人員体制の確保や、措置費の負担が偏重する仕組みとなっている。

国においては、予期せぬ妊娠により困難を抱えた女性への支援の在り方について、赤ちゃんポストや内密出産の是非も含めて早期に議論を深めるとともに、赤ちゃんポストや内密出産により社会的養護関係施設等で養育される子どもたちの健全な育成環境を担保するため、受け皿や人員の確保のための対策、措置費等について支援を行うこと。

(4) 社会的養護から自立する子どもへの支援について

施設入所中からの自立支援と個別のアフターケアが重要であることから、児童の退所後、施設がワンストップの相談窓口として、退所者の生活状況の確認や日常生活支援を行い、かつネットワークによる個別支援が実現できるよう、児童福祉施設等において加算配置する自立支援担当職員に係る専任要件を見直し、自立支援業務に支障のない範囲で直接処遇職員の勤務ローテーションに入ることができることを可能とすること。また、自立支援を担う人材の育成から確保まで、幅広い支援策を講じること。

加えて、児童福祉法において、都道府県が行わなければならない業務として、社会的養育経験者の自立支援が位置付けられている、社会的養護自立支援拠点事業についても、安定的に事業を実施していくため、十分な財政支援を行うこと。

(5) 児童自立生活援助事業における職員や実施場所の要件等の明確化について

児童自立生活援助事業について、施設の設置目的や利用児童のケアニーズの高さに十分に対応できるよう、児童自立生活援助事業所（Ⅰ型）の管理者及び指導員となる者の要件や、Ⅱ・Ⅲ型を賃貸物件で実施する場合の基準及び家賃上限を明確化すること。

また、設置の判断基準について、地域の実情に応じて設定することが可能となるよう要綱に明示すること。

(6) ひとり親家庭等自立支援対策の推進について

① 母子家庭の母への経済的支援

令和6年 11 月に児童扶養手当の所得制限限度額は一定見直されたものの、ひとり親家庭等の厳しい生活実態等を踏まえ、当該限度額を更に見直すとともに、手当額の増額を図ること。

また、母子家庭の母が就労収入の増加に伴い可処分所得を着実に伸ばすため、税制上のひとり親控除を定額控除から定率控除に転換することで、収入増に伴って控除額も増加する仕組みを導入するなど、自助努力が報われる仕組みを検討すること。

② ひとり親家庭等の就業等支援施策の更なる推進

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の施行趣旨を踏まえ、ひとり親家庭等就業支援施策のより一層の強化を図るため、国において十分な財源措置を講じること。

また、母子家庭の母や父子家庭の父を正規雇用した企業に対する特定求職者雇用開発助成金をはじめとするインセンティブの充実など、ひとり親家庭等の正規雇用を促進するための仕組みを検討すること。

さらに、子どもが安心・安全に親子交流支援を受けられるよう、親子交流の支援を行う支援員等の人材養成研修をはじめとした支援機関の養成や、国の責任において支援に関する具体的なガイドラインを作成するなど、必要な支援のための体制整備を行うこと。

(7) 子どもの貧困対策の推進について

子どもの貧困対策の推進にあたっては、地域において、課題を抱える子どもや保護者に対しニーズに応じた支援を行うことが重要であることから、「地域こどもの生活支援強化事業」の予算の増額など、施策の充実のために必要な財源措置を講じること。

(8) 物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援について

近年のエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により、子育て世帯、とりわけ困窮世帯の生活状況は依然として厳しい状況にあることから、物価高騰の影響を受けた生活者や困窮世帯の子どもが利用する子ども食堂等に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、国において必要な財源措置を講じること。

(9) 子どもの権利擁護について

自分から声を挙げられない子どもの権利を保証し、より質の高い社会的養育と児童相談体制を着実に整備していくため、国としても子どもの権利擁護についての理解醸成に努めつつ、各自治体の状況を十分考慮した上での制度となるよう見直しを図ること。具体的には、こどもの権利擁護環境整備事業の国庫補助について、現在、一自治体当たり一律の補助基準額となっているが、人口が多く、里親家庭・児童養護施設等の数や被措置児童等の人数も多い自治体の実情を踏まえ、人口規模や被措置児童等の数などに応じた制度とするなど、国庫補助を充実させること。

(10) 助産制度の徴収事務

助産制度の利用に際し、市町村が入所決定した場合でも、都道府県が設置する助産施設を利用する場合は、本人負担金の徴収事務を都道府県が担うこととなっている。一方で、都道府県は助産決定通知書及び病院等からの費用請求により助産の利用状況を把握するのみであることから、利用者との密なやり取りが困難であり、本人負担金の徴収において未納が毎年発生している状況である。

ついては、市町村が助産制度の利用を決定した者については、徴収事務も市町村が担うこととするよう、法改正されたい。

(11) 母子生活支援施設の人員配置

母子生活支援施設においては、児童養護施設等の他の児童福祉施設と比較して、設備運営基準上の人員配置基準が少ない状況であるが、健康管理等の面で親自身の支援が必要な入所者が増加している現状もあることから、職員配置を見直すこと。また、乳幼児も多いため、看護師や助産師の医療職の配置についても、児童入所施設措置費の加算により配置できるようにすること。

(12) 保育現場における虐待に対する指導体制の構築

(令和8年6月最重点提案・要望において要望済み)

令和7年10月の児童福祉法の改正による保育所等の職員による虐待通報義務化や、令和8年12月のこども性暴力防止法施行を踏まえ、虐待等の状況を的確に判断できる保育現場に精通した人材や、看護師など医療の知見を有する人材の確保を含め、法で義務付けられた指導監督にかかる事務量の増加に応じた地方交付税財政措置を講じること。

(13) 子どもをわいせつ行為等から守る環境整備

こども性暴力防止法の施行に向けて、学校等設置者が安全確保措置や情報管理措置等を着実に実行できるよう、教員等の研修機会の確保や犯罪事実確認記録等の閲覧管理に用いる情報機器のセキュリティ対策への助成など、国において財政措置を講じ、必要な支援を行うこと。

また、自治体において新たに生じる管理監督等の事務にかかる費用について財政措置を講じること。

Ⅲ 障がい者福祉に関する要望

1. 障がい者施策の円滑な推進

(1) 障がい者福祉制度の拡充について

① 利用者本位の安定した障がい者福祉制度について

障がい者福祉制度が、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現に資するため、障がい者の自己選択・自己決定を尊重し、利用者本位のサービスが提供できるものとなるよう、制度運用の見直しや必要な財政支援等を講じるとともに、報酬改定において見直しが行なわれなかったサービス等についても引き続き課題を検証し、継続して議論が行われるよう、必要な措置を講ずること。

なお、今後の見直しに向けた検討にあたっては、これまでの法律の施行状況や事業の実施状況等を踏まえ、障がい当事者をはじめ実施主体である地方公共団体と十分に協議を行うとともに、将来にわたって安定した制度の運営ができるよう国において必要な財源を確保すること。また、引き続き検討するとされた制度の設計にあたっては、サービスの利用者はもとより、支援者や市町村、事業者にとっても分かりやすいものとする。

② 難病対策に合わせた障がい福祉サービスの対象者の拡大

障がい者の範囲とされる難病等については、順次拡大が図られ、令和7年4月から対象疾病が376疾病とされたところであるが、引き続き実態を踏まえた検証を行い、真にサービスを必要とする難病患者等が適切にサービスを利用できる仕組みとすること。

(2) 支給決定手続き等の透明化、明確化及び国庫負担基準について

① 支給決定に係る明確な判断基準の確立

障がい福祉サービス等給付のための判断基準の見直しにあたっては、明確な判断基準の確立に向け、その検討状況を明らかにするとともに、地方公共団体等関係団体の意見を十分に聴取すること。

また、障がい支援区分認定の1次判定・2次判定における課題を把握し、必要に応じて判定基準の見直しを行うなど、社会保障審議会（障害者部会）報告書（平成27年12月14日）に即した対応を行うこと。

② 国庫負担基準等の見直し

国庫負担基準については、自治体の超過負担を解消し、市町村の支給決定を尊重した国庫負担とすべく、市町村が支弁した訪問系サービスに係る費用の全額を障害者総合支援法第95条に基づく義務的負担とすること。

また、利用基準についても、難病患者等への対象拡大や重度訪問介護における重度の知的障がい者・精神障がい者への対象拡大に加え、各サービスの利用状況や障がい者のニーズを十分に把握した上で、対象者など必要な見直しを行うこと。

(3) 地域生活支援事業について

地域生活支援事業については、都道府県及び市町村において地域の実情や利用者のニーズに応じた事業が円滑に実施できるよう、1/2の国庫補助率を確保するとともに、配分方法について、各地方公共団体に情報提供すること。また、地方負担分についても、十分な交付税措置を行うこと。

特に、移動支援や日常生活用具の給付のほか、盲ろう者通訳・介助員の派遣等については、日常生活や社会参加など障がい者の自立支援に不可欠なサービスであることから、現在の各地域における支援の水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、介護給付の処遇改善加算に相当する額を全額補助するなど必要な財源確保（個別給付化の検討を含む。）を図ること。

また、平成22年4月から低所得の障がい者等の障がい福祉サービス等に係る利用者負担の軽減措置が実施されていることを踏まえ、地域生活支援事業において同様の措置を講じることができるよう必要な財源措置を講ずること。

(4) 地域移行・地域生活の更なる推進について

障がい者の生活実態、ニーズや置かれている状況をアセスメントし、障がい者本人の望む生活への意思を尊重する適切なサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援の提供体制の整備と質の確保が必要である。近年は障がい者本人やその家族で、誰にも相談できず、ひとりで悩みを抱えて孤独・孤立している方やヤングケアラー等、支援内容が多岐化、複雑化しており、その役割や業務量に適切に対応するよう、令和6年度の報酬改定の効果分析を行い、次期報酬改定で反映すること。

また、相談支援専門員初任者研修受講後の相談支援事業所での従事定着率が低いことから、相談支援体制を充実するためにも、定着率向上にかかる人材確保策（報酬面のほか、モチベーションアップにつながるキャリアアップの仕組み、経験値を加味した研修制度の見直し、認知度アップ等）を構築すること。さらに、重度化・高齢化した障がい者の地域移行・地域生活を推進していくために、地域生活支援拠点等の機能の充実が喫緊の課題であり、ハード面においては行動障がいに対応する視覚化・構造化等、ソフト面においては「体験の機会・場」等の4つの機能が確実に備えられることが重要である。そのため、社会福祉施設等施設整備費補助金においては重度化対応についての内容拡充に加え、市町村が地域の実情に応じ、地域生活支援拠点等の機能拡充を図れるよう、十分な財政措置を行うこと。

加えて、障がい者の地域生活を支えるグループホームの機能強化は喫緊の課題となっており、障がい特性に応じた専門的な支援が安定的に行えるよう基本報酬等の見直すこと。

(5) 障がい福祉サービスの基準・報酬について

事業者の経営基盤強化のため、今後とも、サービス提供事業者等の経営安定化を図るとともに、法のめざす地域生活移行・就労促進等を促すサービス提供の確保や、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保ができるよう、事業用地の確保が困難で人件費や物件費等が高額である都市部の実情も踏まえ、人員配置基準や報酬額について必要な改善を図ること。

また、原油価格や電気・ガス料金及び燃料費を含む物価高騰の影響について、報酬額に適時、適切に反映すること。

(6) 発達障がい児者支援策の充実について

地域生活支援促進事業の発達障がい者支援に係る事業については、国として促進すべき事業として位置付けられていたが、令和7年度においては1/2の国庫補助率を大きく下回る補助額となり、実施を予定していた事業を縮小するなど、深刻な影響があった。

発達障がいの早期の発見や発達支援、相談、就労支援等ライフステージに応じた一貫した切れ目のない総合的な施策の充実を図ることができるよう、国庫補助率を担保しうる財源を確保するとともに、モデルとなる事業については補助額を上乗せする等、メリハリのある配分方法の創設についても検討すること。

発達障がいの診断等に携わる医師の養成研修については、国において都道府県等への支援が行われてきたところであるが、発達障がいの診療体制に係る今日の課題に対応するため、発達障がいの診療に関わる公認心理師、精神保健福祉士等のコメディカルに係る診療報酬の充実を図ること。

また、発達障がい児向け個別専門療育を実施する障がい児通所支援サービス事業所（児童発達支援）において、発達障がいのある子どもに個別療育を実施するために必要な人員配置等が行えるよう、報酬上の評価を行うこと。

(7) 重症心身障がい児者を含む医療的ケア児（者）の支援について

重症心身障がい児者を含む医療的ケア児者とその介護者が安心して地域で暮らすためには、介護と医療との連携強化、当事者のライフステージに応じて関わる相談機関間の連携体制の構築に喫緊に取り組む必要がある。

超重症児者に対する短期入所サービスについては、緊急時の受入体制の構築などが評価されてきたところであるが、さらに手厚い医療・看護の体制が必要であり、医療機関における短期入所の受け入れが促進できるような報酬評価等体制の拡充を図ること。

さらに、呼吸器管理の詳細等、日常の医療的ケアの状況など重症心身障がい児者を含む医療的ケア児者の個々の状態像を、緊急時、24 時間体制で、受け入れる医療機関に的確につなぐ機能を地域の拠点となる病院等に持たせるなど、急性増悪時等のかかりつけ医の後方支援医療機関に普段かかっていない患者でも円滑に受け入れられる体制整備を図ること。

(8) 医療的ケア児から成人に移行した後のサービス充実について

医療的ケア児から成人期への移行については、施設での常勤看護師や人員を配置した際の加算の拡充など医療的ケア者に対する支援の充実が図られたところであるが、医療的ケア児から成人に移行した後のサービスの更なる充実を図ること。

(9) 高次脳機能障がい者の支援について

令和8年4月に高次脳機能障害支援法が施行されたことから、同法の理念を踏まえ、都道府県等における取組みが促進されるよう、国として財政措置をはじめ、医師等の支援人材の確保と養成のための措置に万全を期すこと。

また、高次脳機能障がい者が地域生活を送るためには、看護師・作業療法士・理学療法士等の多職種が関与する障がい者施設において専門的なアセスメントと支援を受ける必要があるため、それら施設の実践が適切に評価されるよう報酬体系のさらなる改正を行われたい。

さらに、地域における人材を確保するため、都道府県が行う高次脳機能障がい支援者養成研修については、直営と委託のほか、指定による研修実施が可能となるよう国においてすみやかに措置すること。

とりわけ、入所型の施設については、障がい支援区分が認定されない段階で利用開始するケースが多い状況にある。障がい支援区分が認定されるまでに数カ月程度の時間を要するため、施設入所支援について、その間の報酬が障がい支援区分を適切に反映したものとなるよう、制度改善を行うこと。

加えて、高次脳機能障がいは障がいの状態に個別性が高いことから、個々の状態等に応じた支援が促進されるよう、相談支援及び就労支援等で個別的な支援を行った場合に報酬上の措置を講じること。

(10) 障害者差別解消法の円滑な施行並びに障がい者虐待防止対策への支援について

① 障害者差別解消法の円滑な施行

障害者差別解消法については、相談及び紛争の防止等のための体制整備等に関する具体的な規定がなく、各地方公共団体が実情に応じ、取り組んでいる現状にある。また、改正法では、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化に関する事項が記載された。

ついては、法制度運用の充実を図るべく、相談及び紛争の防止等のための体制整備、実効性確保に資する仕組みや支援措置に関し、具体的なあり方を示すこと。

また、内閣府つなぐ窓口が設置されているが、所管省庁が明確に定められていない事業者における紛争事案等において、結果的にどの省庁にも繋がることのできない事案が発生していることから、法第 12 条に基づく権限を行使できる所管省庁を明確に整理するとともに、つなぐ窓口の調整機能を強化すること。

併せて、障がい及び障がい者に対する理解を深めることが障がいを理由とする差別を解消し、共生社会を実現するための基礎的な取り組みであると考えられることから、法の趣旨や理念のより一層の周知を図ること。

さらに、地方公共団体の障がいを理由とする差別解消の取り組みに対し、補助事業の創設など、国において必要かつ適切な財源措置を講じること。

② 障がい者虐待防止対策への支援

「障害者虐待防止法」の施行については、専門的知識を有した人材の確保・養成や啓発など、市町村が障がい者虐待防止を円滑に進めるための財源確保も含めた必要な措置を講じること。特に、市町村によって虐待かどうかの判断やその対応に差が生じることや、障がい福祉サービス事業所等の基準省令の改正に伴って事業所から市町村に対し身体拘束に関する問い合わせが増えていることから、虐待の判断（虐待の有無の判断基準）や身体拘束と考えられる事例の提示等、市町村が適切に対応できるよう支援策を講じること。

また、通報や判断件数が急増している障がい福祉施設従事者等による障がい者虐待については、障がい福祉施設従事者等の支援スキルの問題が要因となることも多く、その解決にあたってはコンサルテーションの活用が有効であるが、その費用負担が課題となり活用に至らないことも多いことから、その費用への補助等、障がい福祉施設等がコンサルテーションを受けやすくする制度を創設すること。

(11) 言語としての手話の習得の機会の確保等について

「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行されたが、言語としての手話の認識の普及及び習得機会を実質的に確保するためには、児童福祉法や学習指導要領等の関連制度の見直し・改正が不可欠である。ついては、手話に関する施策の実効性を高める観点から、必要な法令・制度の整備を講じること。

また、同法に基づき都道府県及び市町村が手話に関する施策を着実に推進できるよう、十分な財源措置を講じること。

(12) 障がい者手帳の形態の多様化について

障がい者手帳の形態について、現在ではカード型への形状の変更、デジタル・ガバメント閣僚会議による障がい者手帳とマイナンバーカードとの統合、API 連携による民間障がい者手帳アプリの出現など、多岐にわたるものが提言され、一部の地方自治体では取り組んでいるところである。

障がい者手帳所持者にとって手帳の選択肢が増えることは、利用者の利便性の向上に資するものであるが、地方自治体の事務が円滑に実施でき、今以上の過度な財政負担や人的負担が発生することのないよう、十分かつ恒久的な財源措置や技術的支援を行うこと。

(13) 障がい者手帳情報と個人番号の自動連携について

都道府県事務においては、業務システムと住基ネットワークの自動連携の仕組みが構築されていないため、自動連携を行っている市町村と比較して紐づけ誤りの生じるリスクが高いことから、都道府県における自動連携の仕組みの構築、地方公共団体情報システム標準化での対応等、自治体に負担がかからない根本的な再発防止策を検討するとともに、自治体が再発防止策を講じる際に必要となるシステム改修や端末設置等について、十分な財政支援を行うこと。

(14) 強度行動障がい者の支援のための中核的人材養成研修の財政的措置等と集中的支援の制度見直しについて

中核的人材研修については、令和 9 年度から都道府県において実施する方針が示されている。しかし、国が行う研修が令和 6 年度から 3 年間しか実施しないこととされているため、都道府県で研修を実施する場合に必要となるトレーナー等の人材が十分に輩出されていない状況にある。都道府県が円滑に研修を実施できるよう、財政的措置を含め、国において十分な支援策を講じること。

集中的支援に関しては令和 6 年度から制度の運用が始められているが、コンサルティングを担う広域的支援人材の確保を含め、実効性のある支援を継続的に実施するためには解決すべき課題があると考え、自治体における実施状況等を調査した上で、しかるべき時期に制度のあり方を見直すこと。

2. 障がい者の就労支援の強化

(1) 障がい福祉計画の目標達成に向けた就労支援の抜本的強化について

① 就労選択支援事業の円滑な実施

就労選択支援事業については、他の就労系障がい福祉サービスにも増して高度な就労アセスメント力と地域連携体制の構築が必要とされ、事業者の質の担保が求められる。このため、就労選択支援事業を利用した障がい者が、その後本人の希望・就労能力や適性等に合った選択を出来たかどうかを把握し、事業者にフィードバックする仕組みを検討するとともに、優れた事業者を報酬上において評価するなど、事業者の質を担保するための取組みについて検討すること。

② 障害者就業・生活支援センターの体制の充実等

就職、職場定着にかかる支援件数の増加や障がい種別（特性）の多様化、困難性の高い支援ケースなどに対応し、センターがその機能を十分に果たすためには、経験豊富な職員の配置が不可欠である。しかし、現行の補助基準額では職員の人件費を賄うには不十分であることに加え、昨今の物価高騰もあることから、就業・生活支援のための人員等体制の充実並びに必要な財源措置を講じること。

就労定着支援事業の実施主体に障害者就業・生活支援センターが追加されたが、その効果・影響について検証を行うこと。

③ 障がい者の社会的雇用の国制度化に向けたモデル事業の実施

一般就労、福祉的就労の充実のもとより、その中間に位置する社会的雇用など多様な働き方について、試行事業の早期実施を含め、検討を進めること。

(2) 重度障がい者等の就業支援について

現行制度上の法定給付である重度訪問介護では、通勤・営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は支援の対象外とされており、就労中や通勤に係る利用が制限されている。

そのため、常時介護が必要な重度障がい者については、就労中においても日常生活と同様の生活上の介助が必要であるにも関わらず、就労中であることをもって法定給付による介助が受けられない状況にある。

「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が地域生活支援促進事業費補助金として個別事業化されたが、働く意思と能力を持ちながらも障がいを理由として働くことのできない方々に対する就労機会を拡大し、障がい者の社会参加を促進することは、本来、ナショナル・ミニマムで実施すべき性質のものであり、各自治体が自主性をもって事業選択する統合補助金である当該補助金を活用することは、その趣旨とは大きく異なるものである。

さらに、当該補助金を活用して事業を実施した場合、補助率分の国庫補助額が担保されるが、自治体にとって負担を強いることに変わりない。

重度障がい者等の就労中における介助については、自治体に過度の負担が生じることのないよう、全国一律の制度として法定給付化されるべきであり、そのために必要な財源は国の責任において確実に措置すること。

また、企業内での職場実習や就労継続支援事業の在宅利用などでの介助の実状を把握し、改善策を検討すること。

(3) 基礎的研修の実施について

障害者の就労支援に携わる人材に雇用・福祉の分野横断的な基礎的な知識・スキルを付与する研修（以下「基礎的研修」という。）について、全国で多数の受講必須対象者が見込まれ、国が想定する実施主体である JEED 等だけで、十分な受講機会を提供することができるとは言い難い。

一方で、大阪府は 47 都道府県の中で唯一、長年にわたり「就業支援基礎研修」と同等以上の内容を有する研修として「就労支援員養成研修」を開催しており、研修ノウハウ、障がい者の就労支援に豊富な知見を有する研修講師とのつながりを有している。

以上の現状を踏まえ、受講必須対象者の受講機会を確保し、研修開催の受け皿を増やすため、実施主体に都道府県を加え、研修開催に必要な財政措置を行うこと。

また、都道府県を実施主体に加えることについて、研修の質の担保にかかる検証が必要との意見もあることから、その検証を行うため、都道府県を対象とした基礎的研修開催についてのモデル事業実施を検討すること。

3. 障がい福祉サービス事業者等の適切な運営

(1) 障がい福祉サービス事業所の管理について

障がい福祉サービス事業所の管理者、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者等人員基準に必要となる職員の配置状況や資格情報や処分に伴い欠格になった役員等の情報について、国が各都道府県、政令市、中核市間で情報共有できるシステムを構築し、これまでの事業所情報の入力作業やシステム運用のための備品及び運営費についても、都道府県等の事務的かつ財政的負担にならないよう措置すること。

(2) 行政処分を受けた障がい福祉サービス事業者等の欠格事由者の拡大等について

行政処分（指定取消し等）後に当該処分を受けた事業者と関係があると思われる者により新規事業者の指定申請がなされる事例があるが、限定的な欠格事由により、実態として変わらない事業者を指定せざるを得ない。行政処分に係る欠格事由等の拡大を含め、指定・指導権限の強化を検討すること。

(3) 就労移行支援体制加算の算定方法の見直し等について

現行の就労移行支援体制加算は、加算単位に定着者数を乗じて算定する仕組みとなっており、結果として、実態以上に評価が膨らむおそれがあるなど、過剰な算定につながる要因となっている。

本来、利用者を一般就労につなげたことに対する評価は、就労後の定着状況を踏まえ、適切かつ均衡の取れた水準で行われるべきである。

当該加算については、報酬改定検討チームにおいて臨時応急的な見直しが行われるとともに、「令和9年度報酬改定に向けて、同加算のあり方について改めて議論」とされたところであるが、議論にあたっては、例えば、就労定着支援サービス費における就労定着実績体制加算（1月当たり300単位）との均衡を踏まえ同水準とするなど、国の責任で適切な制度となるよう見直すこと。

(4) 介護給付費等の返還手続きについて

不正に介護給付費等を受領した事業者からの不正利得額の回収が困難であるとき、これらに係る国庫負担金の返還について市町村の負担が過重とならないよう措置を講じること。

(5) 喀痰吸引等に係る医療機器について

喀痰吸引等の特定行為として認められていない医療機器について、その具体的な機器の種類および該当する行為の範囲を国として明確に整理すること。

また、介護現場において関係者が必要な時に容易に確認できるよう、一覧化された情報をウェブサイト等で常時閲覧可能とする等、アクセス性の高い提供方法を検討すること。

IV 介護保険制度、高齢者福祉に関する要望

1. 介護保険制度の見直し

(1) 介護保険制度の運営について

① 持続可能な介護保険制度の確立

高齢化の進展や独居高齢者の増加により、要介護高齢者の増加や保険料の上昇、保険者間の保険料や利用できるサービスの地域差などの課題が顕在化している。このような中、国民に信頼され、介護給付の急速な伸びにも対応できる安定した保険制度を確立するため、保険運営や介護給付の適正化などの検討を進めるとともに、高齢者の負担能力に応じた適切な負担のあり方など、給付と負担のあり方について引き続き検討すること。

② 介護報酬における地域区分の柔軟な取扱い

介護報酬における地域区分の取扱いについては、引き続き保険者の意見を踏まえた、柔軟な取扱いを認めること。

(2) 介護保険制度における低所得者対策の充実

施設利用に係る補足給付については、低所得者が必要なサービスが受けられるよう、必要な財政措置を講ずること。また、認知症高齢者グループホームについても、補足給付に準じた家賃等軽減措置制度を創設すること。

また、負担限度額認定申請における資産要件の確認については、保険者間での取り扱いに差が生じないように、保険者の事務負担の軽減にも配慮した方法を確立すること。

併せて、利用料等の負担軽減制度についても、保険者の事務負担の軽減方策にも配慮しながら、その内容を充実させ、対象を拡大する方向で設計し、国の制度として法令で明確に定めること。特に、社会福祉法人による利用者負担軽減制度については、公平性の観点からすべての法人で実施されるよう制度化を検討すること。

(3) 調整交付金制度等の運用

介護保険の調整交付金については、市町村の責任によらない財政力格差を是正する趣旨を踏まえ、国庫負担分 25%（施設分は 20%）とは別枠で措置すること。

また、交付額の算出に市町村の主要介護給付等費用適正化事業の実施状況を反映することとされているが、本交付金の制度趣旨に鑑み、市町村に対する実質的なディスインセンティブとならないよう、適切な制度運用を図るとともに、必要に応じ見直すこと。さらに、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金については、給付費負担金とは別枠の制度として維持すること。

(4) 要介護認定等の見直し

保険者における認定業務は、今後さらに介護や支援を必要とする高齢者が増加することに伴い、適切かつ速やかに行われ、利用者に信頼される制度であることが望まれる。

現在、要支援者が要介護認定を受けようとする際には新規申請を行うこととなるが、この申請は実質上、区分変更申請と同様と考えられる。このことから、区分変更の認定調査と同様に、市町村以外の指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員が認定調査を行えるよう、保険者における認定業務の負担軽減に向けて見直すこと。

(5) 介護保険事業費補助金（介護報酬改定等に伴うシステム改修事業）について

介護保険制度の改正等に伴いシステム改修への補助を行う「介護保険事業費補助金」については、改修内容を早期に提示するとともに、都道府県及び市町村の所要額総額について十分な財源措置を講じること。

また、システム改修経費への補助については、事務処理特例制度による権限移譲に伴う必要な経費についても対象とすること。

(6) 介護サービス情報の公表制度について

介護サービス情報の公表制度については、事業者が自ら情報を報告する現在の方式では即時性及び正確性に課題があるため、行政が保有する介護サービス事業者情報を活用し公表する仕組みに改める等、抜本的に見直すとともに、一層の運用改善に努めること。なお、仕組みを改める際は都道府県の意見を十分に踏まえて行うこと。

併せて、公表制度の周知について、基準省令解釈通知において、居宅介護支援事業者は利用者に対し情報公表システムで事業所が検索できることを説明する旨を定める等の方策を検討すること。

(7) 災害時情報共有システムについて

介護サービス情報公表システムに追加された「災害時情報共有システム」について、台風や地震等の発生により事業所等が被災状況を報告する必要がある際に、当該システムにおいて都道府県から事業所等に対して一斉に連絡することが可能となった一方、廃止事業所の情報も一部含まれるため、これを除外できるよう早急にシステム改修を行うこと。

また、システムに入力された情報を速やかに支援につなげる必要があるため、市町村及び事業所種別ごとに人的被害・建物被害のあった事業所数等を即時に集計できるよう合わせて早急に改修を行うこと。

さらに、指定都市を除く市町村においても都道府県と同様に、全事業所種別の緊急連絡先及びログイン ID・パスワードを確認できるようにするとともに、発災時に各事業所が速やかに被災情報を入力できるよう、すべての事業所がログイン ID/パスワードを自ら確認できるよう早急に改修を行うこと。

(8) 介護事業者支援の充実

令和8年度介護報酬改定により、介護従事者を対象とした幅広い賃上げなど処遇改善に向けた支援が実施されることになったが、今後も物価や賃金の急激な上昇に際しては適時適切に見直すこと。

なお、訪問介護等については、単独型、別事業所併設型、同一建物併設型などの種別ごとによって、経営実態が大きく異なる可能性があるため、種別毎に必要な検討を行うこと。

また、感染防止の対策や必要なサービスの継続提供ができるよう、引き続き、国において衛生資材の安定供給に向けた取組みを進めるとともに、感染防止対策など支出増に直面する社会福祉施設等への経営安定化のための財政支援などを行うこと。

2. 高齢者保健福祉施策の充実

(1) 地域包括ケアシステムの構築について

① 医療との連携強化

医療と介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域において医療と介護の連携体制の構築、強化を推進することが重要である。

このため、在宅生活を支える医師・看護師・介護職等が増えるよう施策誘導するとともに、市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業が効果的、効率的に実施できるよう、自治体規模ごとの様々な好事例などについて収集し、成功に至った背景や環境等について詳細に分析し提供するなど、支援を行うこと。

② 生活支援・介護予防の充実

急速な少子高齢化の進展が見込まれる中、介護予防の取組みの強化とともに、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体による地域の実情に応じた生活支援等サービスの創出が急務となっている。

このため、介護予防・日常生活支援総合事業については、市町村の事務負担及び財政負担を増大させることなく安定した制度運営を行うため、財政措置を含めた必要な支援を行うこと。

また、自治体では、住民主体の通いの場について、参加者の状況把握の負担も大きいことから、先進的な事例等を参考に通いの場への参加、不参加による効果検証を行うなど、自治体が更なる拡充に取り組めるよう、財源措置も含めた必要な支援を行うこと。

③ 権利擁護の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、高齢者虐待の相談・通報件数が年々増加し、虐待と判断される事例が多く発生している状況を踏まえ、虐待防止の取組みの中核を担う市町村がその役割を十分果たせるよう、自治体規模ごとの様々な取組みに関する効果検証を行った上で、効果的な取組みについて全国展開を図られるよう支援すること。

また、人員配置の充実や育成、保護措置等の体制整備の拡充のために、財源確保等の必要な措置を講じること。

④ 地域包括支援センターの機能強化・体制整備

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関としての役割を十分果たすべく、機能強化に取り組んでいくことが求められる。

しかしながら、都市部である大阪においては、地域包括支援センターの人員配置基準に基づく専門三職種の人材確保が難しく、市町村は苦慮している状況である。

このため、市町村が地域包括支援センターの現状、課題等を踏まえながら、職員の資質向上のための支援や、人員体制の充実が図ることができるよう必要な財源措置を講じること。

また、専門三職種に準ずる者についての基準は継続しつつ、例えば、三職種各1名の確保を条件とし、それ以外の基準配置専門職は、地域の状況等に応じて市町村の責任と判断により理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士等、三職種以外の配置を可能とするなど、市町村の判断で行えるよう基準を緩和すること。

⑤ 認知症基本法の適切な運用

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、「認知症基本法」）及び認知症施策推進基本計画の運用に関し、

地方公共団体に対して関連施策の実施を求める場合には、地方公共団体に新たな負担が生じることがないよう財政的な支援等を行うこと。

⑥ 認知症予防の推進

認知症の予防に関するエビデンスは未だ不十分とされていることから、国においては、認知症の発症や進行の仕組みの解明、予防法、治療法等に係る研究を一層進め、認知症の発症遅延や発症リスクの低減、早期発見等につながる、より実効性の高いプログラムの開発を推進すること。加えて、現在、全国で実施されている、認知症の予防に資する可能性のある取組みの好事例を紹介する説明会を開催するなど、その積極的な周知を図ること。

⑦ 認知症サポーター養成講座に係る受講利便性の改善

認知症基本法の目的である共生社会の実現のためには、国民の認知症に関する正しい知識や理解が必要であるとともに、日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者の理解や協力も不可欠である。

現在、「認知症サポーター養成講座」の実施方法は、対面もしくはオンライン（講師と受講生が随時対話できる方式）に限定されているが、とりわけ、ビジネスパーソンの受講を一層促進するためには、講座受講の利便性向上を図ることが必要である。

このため、対面もしくはオンラインによる方式を主軸としつつも、eラーニング等の方式による受講も可能となるようシステムや教材の開発、普及を推進すること。

(2) 在宅高齢者福祉の推進について

国が都道府県を通じて助成する、市町村の単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の活動は、主に自治会単位で実施される地域活動や市町村が推進する介護予防活動など、本来、市町村事業として実施されるべきものであることから、市町村が事業主体となることを明確化し、市町村に対して税財源の移譲を行うこと。

3. 介護・福祉施設等の整備推進

(1) 利用者の安全・安心の確保

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の事業の1つである「社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業」において、活用を希望する法人が多く、国が制度の活用を促進する社会福祉連携推進法人制度を進めるためにも、令和8年度に引き続き本事業の補助上限額の引上げ及び予算の拡充を要望する。

特に、毎年度、本交付金では当初予算に加え、補正予算においても協議が行われるが、自治体において当該交付金の全ての事業に補正予算債（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業）が活用できるよう配慮いただきたい。

V セーフティネット、福祉基盤の整備に関する要望

1. 生活保護制度の再構築と生活困窮者の自立支援

(1) 生活扶助基準の改定に係る最高裁判所による保護変更決定処分を取り消し判決への対応について

令和7年6月27日の最高裁判所による自治体の保護変更決定処分の取消判決の対応について、新たな告示が制定され、支給事務マニュアル等が示されたところであるが、保護の実施機関等が適切に事務を処理できるよう、地方自治体において生じている課題に対し、必要な財政的支援を行うこと。

また、令和9年度以降においても、全ての追加給付が完了するまでの間、当該事務に要する人件費を含むすべての経費を国が責任をもって適切に負担すること。

(2) 生活保護制度の全額国庫負担

生活保護は憲法が保障するナショナル・ミニマムとして国の責任において実施すべきものであり、人件費を含む生活保護にかかる経費は全額国の負担とすること。

(3) 外国人に対する生活保護の全額国庫負担

一定の在留資格を有する外国人に対する生活保護については、昭和29年の厚生省社会局長通知に基づき、行政上の措置として、地方自治体が生活保護法を準用して実施しているが、在留資格の付与(出入国管理業務)は国の専管事項であり、その在り方に大きな影響を受ける。

先般、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議において決定がなされた「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」のとおり速やかに外国人の適正な制度利用に向けた入管行政との連携による生活保護制度の運用の適正化を図り、国の責任を明確化するため地方自治体の人件費を含む所要の経費は国が全額負担するとともに、必要な法制化を検討すること。

(4) 生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度の構築

生活保護制度は最後のセーフティネットであり、国民の最低限度の生活を保障し、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならぬとされていることから、物価上昇等による影響を検証し、基準に反映するとともに、熱中症予防対策としての冷房器具の必要性の考慮や夏季加算の創設等、全国一律のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度として、不断の見直しを行うこと。

(5) 生活保護制度の見直しと専門職種の充実

現業員は、限られた人数で被保護世帯に対するきめ細かな相談や支援が求められることから、現業員を効率的に活用できるような制度への見直しなど現業員不足に対応するとともに、現業員の技能向上にも積極的に取り組むこと。

(6) 医療扶助の適正化及び医療機関等の適正な指定指導について

生活保護費の約半分を占める医療扶助費について、被保護者が医療の適正な受診意識と健康管理への意欲を高められるよう、都道府県が、保護の実施機関である福祉事務所や指定医療機関を指導、助言するうえで、専門的・技術的な支援が受けられるような体制整備、財政的支援を図ること。また、医療機関、介護機関の指定において、制度の見直しや健康保険法、介護保険法、生活保護法統一のシステム構築など、医療機関、介護機関、福祉事務所、指定権者にとって事務の重複が解消されるよう検討すること。

(7) 無料低額宿泊所の耐震性の確保

社会福祉法第 68 条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（以下「無料低額宿泊所基準」という。）が定められており、同基準第 12 条第1項において「無料低額宿泊所の建物は、建築基準法の規定を遵守するものでなければならない。」と規定されているが、遵守すべき建築基準が建物建築当時のものであるのか、無料低額宿泊所の用に供する時点（すなわち、社会福祉法第 68 条の2の規定による届出時点）のものであるのか、明確でない。

そのため、無料低額宿泊所基準を改正し、今後新規に無料低額宿泊所の用に供する建物については、用に供する時点（社会福祉法の規定による届出時点）における建築基準を遵守しなければならない旨を規定すること。

(8) 生活困窮者自立支援制度の推進

生活困窮者自立支援法及び、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下、「住宅セーフティネット法」）改正に伴い、自立相談支援窓口において「居住の支援」を行うことが求められるなど、生活困窮者自立支援制度の役割が増す中、その推進のため、自治体の事業実施状況や意見を十分に踏まえるとともに、必要な人に必要な支援を行い、各自治体が地域の実情にあわせ「地域づくり」を推進することができるよう、十分な財源措置を行うこと。

また、自立相談支援事業従事者養成研修については、都道府県の意見を十分に踏まえるとともに、全額国庫負担とするなど補助率の引き上げを行うこと。

さらに、就労訓練事業の推進を図るため、民間事業所への受入が円滑に進むよう、初期費用や就労訓練時の事故等に対応するための保険に対する支援、事業所が生活困窮者を受け入れた場合の税減免等の優遇措置や助成制度などの財政措置等を図ること。

(9) 生活福祉資金貸付制度の安定的な運営の確保

生活福祉資金貸付（本則）制度の円滑かつ継続的な実施のため、本事業に要する経費等については、国が責任をもって十分な財政支援措置を講ずること。併せて、物価高騰対策として、新たな支援策の検討を行うこと。

なお、貸付事業について、大阪府においては、生活困窮者に対するきめ細かな支援の観点から各市区町村社会福祉協議会に相談員を配置するなどの丁寧な対応を、原資取崩しも見込んで行ってきたところであり、引き続き、こうした体制を維持できるよう、原資の取崩しについては従前の取り扱いを維持すること。見直しを検討する場合も、各自治体の状況等を踏まえ、安定的な事務運営の観点に立った国庫補助率の引上げや、本事務に係る都道府県負担の根拠の法令上への明記を併せて実施するなど、丁寧な対応を行うこと。

さらに、緊急小口資金等の特例貸付に係る償還については、生活再建を最優先に考えた償還免除要件となるよう見直すこと。

また、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援については、市区町村社会福祉協議会で行う支援と同じく、自立相談支援機関による支援に要する経費についても、全額国庫にて負担を行うなど、国の責務において実施すること。

2. 判断能力が十分でない要援護者を支える体制の更なる強化

(1) 成年後見制度に係る費用補助制度の確立

成年後見制度の利用を促進するため、各自治体において後見人等に対する報酬の助成等を実施しているが、自治体間で取組状況に差がある。今般の民法改正後には、成年後見制度の利用者の急増が見込まれることから、市町村の方針等により制度の利用機会が失われることがないように、特に低資力者について、全国統一的な費用補助制度を確立すること。

(2) 市民後見人の活動支援の強化

今後、認知症高齢者等の増加に伴い、権利擁護に係る制度ニーズがより一層高まると見込まれる中、地域医療介護総合確保基金の事業メニューである市民後見人の養成及び活動支援に係る取組みを、府内全市町村において円滑に実施できるよう、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、基金財源を恒常的かつ持続的に確保すること。

(3) 日常生活自立支援事業の財政措置の充実等

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者の増加などニーズの増大や多様化の状況並びに意思決定支援として重要なサービスであることから、専門的な人材確保のための国庫負担基準の引き上げをはじめ、なかでも対応に時間を要する精神障がい者への支援に加算を設けること。また、生活支援員を派遣する場合の利用料について、住民税非課税世帯等低所得世帯に対する利用料一部免除時の当該免除利用料を補助対象にするなど、財政措置の充実を図ること。

さらに、本事業を拡充・発展させた新たな事業の導入にあたっては、セーフティネットとしての役割を発揮できるよう、サービスの利用時に待機者が発生しているなどの本事業の課題を把握したうえで、国、都道府県及び市町村の財政負担の在り方を明確にし、円滑かつ持続可能な制度運営となるよう、抜本的に見直すこと。

なお、見直しにあたっては、都道府県の意見を求めるとともに、国の考え方を速やかに明示すること。

併せて、事業を円滑に推進するため、金融機関等関係者に対し、本事業の利用者の実態を踏まえた配慮などの理解促進をはじめ、環境整備に取り組むこと。

3. 福祉・介護人材の確保、定着方策の抜本的強化

(1) 福祉・介護職員の処遇改善等

福祉・介護職員の処遇改善については、令和8年度の報酬改定においても見直されたところであるが、引き続き他産業との賃金格差の解消に向け、福祉・介護従事者の処遇改善が確実になされるよう、介護支援専門員も含め、更なる財源措置を行うとともに、事務手続の簡素化や制度の弾力的運用などにより法人・事業者の負担軽減を図ること。

また、介護職員については、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築し、人材の確保・定着を図れるよう、介護報酬の加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置を講じること。

(2) 保護施設の職員の処遇改善及び施設運営支援

保護施設事務費支弁基準額の一般事務費(人件費及び管理費)について、深刻化する入所者の高齢化・重度化や感染リスクの高い環境下で業務並びに物価上昇による影響等を背景として、入所者への適切な支援を確保できる環境・体制の整備や人材の維持・確保を図るため、職員処遇の低下や施設運営に支障をきたすことがないように基準額を改善すること。

また、救護施設において安定した施設運営と職員の確保・定着を図るため、新制度施行時の事前の十分な情報提供、並びにカスタマーハラスメント対策マニュアルの策定を行うこと。

(3) 福祉・介護の人材確保

福祉・介護の人材確保については、戦略的かつ長期的な視点に立った継続的な事業実施が重要である。介護人材について、人材の確保・定着、資質の向上を目指し、地域医療介護総合確保基金（介護分）による更なる取り組みが不可欠であり、引き続き抜本的な方策を講じるとともに、必要な財源を安定的に措置すること。

また、障がい福祉人材や児童福祉人材等介護以外の福祉の人材確保についても、国において具体的な人材確保方策を講じるとともに、必要な財源を安定的に措置すること。

なお、それぞれの事業執行にあたっては、都道府県の裁量による柔軟な対応ができるよう必要な措置を講じること。

(4) 介護福祉士等修学資金等貸付金の財源確保

2040年に介護職員が全国で約272万人必要と見込まれる中、介護人材確保に有効な手段である介護福祉士等修学資金の貸付が継続できるよう必要な財源を確保すること。

(5) 介護現場の生産性向上

介護テクノロジーの導入経費に係る補助について、国補正予算（経済対策）を活用して支援していくよう金額やメニューが拡充されているが、都道府県が中長期的計画をもって予算を確保し、介護事業所等への介護テクノロジーの導入を進め、働きやすい職場環境づくりを支援できるよう、国において当初予算により財源を確保するなど、恒久的・安定的に財源を措置すること。

また、生産性向上の取り組みが定着するためのアフターフォローや小規模事業所へのアウトリーチには伴走支援者が必要であるが、介護生産性向上総合相談センターが地域の先進事業者や人材を活用・連携しながら伴走支援をして横展開させていく仕組みを構築し、メニュー化すること。

4. 指定受託法人による指導監査事務の財源確保

指定介護・障害福祉サービス事業者等の指導監査については、年々事業者等の指定件数が増加傾向にあり、国の指導指針に定められている頻度での運営指導は実施できていない状況。このような状況の改善に向けて、これまでの指導監査の手法に加え、外部委託による指導監査を行うことで、指導件数の安定化、自治体職員の業務負担軽減、指導内容の標準化等を図ることができ、指導件数の増加につなげることができる。この体制を構築するための恒久的な財政的措置を講じられたい。

5. ホームレスの自立支援

居住支援事業における借り上げ型施設の補助基準単価について、昨今の物価高や人件費高騰などの事情を踏まえ、基準単価を引き上げるとともに、必要かつ十分な財源措置を恒久的に講じること。

また、本事業は任意事業の位置付けであるが、全ての自治体において、住む場所を失い、支援を求める方に対応する必要があることから、必須事業とすること。

6. 在日外国人無年金者の救済

昭和56年及び60年の国民年金法改正の際に、国民年金の受給資格が得られなかった在日外国人に対し、必要な救済措置を講じること。

また、「特定障害者に対する特別障害者給付金の支給に関する法律」の附則に定められた在日外国人障がい者等への福祉的措置についての検討を早期に行い、所要の救済措置を講じること。

7. 矯正施設退所者等の地域生活定着促進

国（厚生労働省）が、矯正施設退所者等のうち福祉的支援を要する人及び被疑者・被告人などで高齢または障がいにより自立した生活を営むことが困難な人についての地域生活定着促進を全国一律の行政サービスと位置付けていることから、国の責任において全額国庫負担による必要な財政措置を行うこと。

なお速やかに、国（法務省）及び都道府県が担うべき事務の範囲や責任を法令に基づき明確にした上で、地域の実情に即した事業が実施できるよう制度の整備を行うこと。

さらに、都市部に業務が集中し複雑化している現状に鑑み、職員の人件費の充実等処遇の向上を図るために必要な措置を講じること。

8. 地域医療介護総合確保基金

地域医療介護総合確保基金については、恒久的なものとして措置するとともに、年度当初から確実に事業を実施できるようなスケジュールで交付すること。

また、介護分野においては、地域の自主性を尊重し、地域の実情に応じた柔軟な事業展開を可能とすること。

9. 福祉医療費公費負担制度の創設と国庫負担金減額措置の廃止

重度心身障がい者やひとり親家庭等のための福祉医療費公費負担制度は、医療に関わるセーフティネットとして、各自治体の住民ニーズを踏まえ、全自治体が単独事業として実施しているが、厳しい財政状況のなか、結果として対象者の要件などについて地域間格差が生じている。自治体の財政力等によって社会的弱者のいのちと生活を守るサービス水準に格差を生じさせるべきではなく、ナショナル・ミニマムとして、国の施策で統一的に実施されるべきものである。このため、その必要性や現状を重く受けとめ、早期に国の制度として実施すること。

また、令和6年度より18歳未満のこども医療費助成については国民健康保険の国庫負担金の減額措置を行わないこととされたこと及び国においては、マイナンバーカードを利用した地方単独医療費助成制度の基盤整備を進めようとしている中で、現物給付に係る国庫負担金の減額措置は、その取り組みとも逆行していることを踏まえ、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置については、直ちに全面廃止すること。

10. 包括的支援体制の構築促進

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備について、地方自治体の創意工夫ある取組みを支援するため、都道府県や市町村に新たな負担や超過負担が生じないよう、国の責任において必要かつ恒久的な財政措置を行うこと。

なお、重層的支援体制整備事業のうち、「多機関協働事業」、「アウトリーチ等継続支援事業」、「参加支援事業」（以下「多機関協働事業等」）における都道府県負担分の財政需要について、引き続き確実に交付税措置されるよう調整すること。また、令和8年度から、事業開始から5年を経過した市町村より国庫補助率を $1/2$ から $1/3$ へ引き下げ、都道府県及び市町村の負担割合を $1/4$ から $1/3$ へ引き上げることとしているが、市町村負担の増加により事業の縮小や今後新たにに取り組む自治体数の減少につながる懸念が大きいことから負担割合を見直すこと。

なお、事業実施市町村の拡大により生じる都道府県の負担割合の軽減、及び交付金事務に係る事務負担の軽減を図るとともに、多機関協働事業等の外部委託による実施を可能とした現行の取扱いについて、引き続き継続すること。

また、高齢者、障がい者、子ども・子育て等福祉分野はもちろんのこと、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策等多分野との連携においても、適正かつ円滑に行われるよう各制度間の調整や周知に努めること。

11. 女性支援対策の充実

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」という）について、様々な困難を抱える女性への対応を可能とする体制・環境整備が行えるよう女性相談支援センター及び一時保護所の職員配置数を明確に示すとともに、支援体制整備・強化のために必要な財源措置を講ずること。

また、「女性支援法」と「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」との関係性を明確に示すとともに、市町村が「配偶者暴力相談支援センター」を早期設置できるよう、専門職員の配置に向けた支援及び運営にかかる財源措置を講ずること。

さらに、市町村における女性相談支援員の配置を促進するため、市町村に配置する女性相談支援員の常勤化や配置義務化等の法整備や、常勤化に際しての財政措置の拡充等、必要な措置を講ずること。

加えて、国が行った「令和7年度女性支援関係機関等支援職員等研修」等の女性相談支援員の育成及び資質向上を目的とした研修について、国の責任において継続実施すること。

12. 孤独・孤立対策の充実

「孤独・孤立対策推進法」により都道府県は、国及び他の地方公共団体と連携し、孤独・孤立に係る施策を策定、実施する責務を有しているが、孤独・孤立対策に係る施策推進や人材の確保等のため、国において必要な財政支援を行うこと。

また、地方公共団体が効率的・効果的に施策を推進するために必要であることから、孤独・孤立対策全般に係る都道府県と市町村の役割分担について孤独・孤立対策推進本部等において検討し、明確化すること。

併せて、孤独・孤立対策推進本部等、国において孤独・孤立対策に係る議論を行うに際しては、地方公共団体から意見を聴取する機会を確保すること。

13. ひきこもり支援

身近な市町村におけるひきこもり支援の充実に向け、多様な場の創設など、地域の実情に応じた効果的な取り組みを推進することができるよう、国庫補助率の引き上げを含め十分な財源措置を行うこと。

14. 住宅セーフティネット制度

居住支援の強化に向けて生活困窮者自立支援法と合わせて改正された「住宅セーフティネット法」に基づき、居住支援法人の指導・監督については福祉部局も対応することとされたが、他法令に基づき指導・監督を行ったこと等を契機とする住宅セーフティネット法に基づく対応について、実効性が図られるよう国土交通省と連携して制度設計を行うこと。